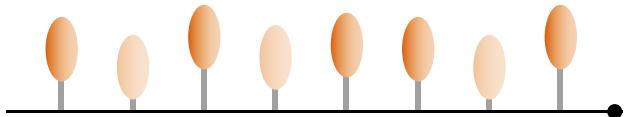


Information File

# 情報 ファイル



**国民健康保険の届出を  
忘れずに  
加入するとき、やめるときは、  
14日以内に届出を**

**国  
保**

◆加入するとき  
職場を退職したとき（定年退職を含む。）  
職場を退職したとき（定年退職を含む。）  
の健康保険（国保）には、職場  
の健康保険や、後期高齢者医療制度  
などに加入している方を除く、すべて  
の方が加入します。

◆やめるとき  
職場の健康保険に加入したとき  
(被扶養者を含む。)  
・職場から他の市町村へ転出したとき  
・死亡したとき  
・生活保護を受けはじめたとき  
・市内で住所が変わったとき  
・世帯主が変わったとき  
・世帯をわけたり、合併したとき  
手続きは、かならず14日以内に行つてください  
加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月（例／会社を辞めた月、高浜市へ転入した月など）までさかのぼっておさめなければなりません。その間にかかる医療費は全額自己負担となります。  
また、やめる届出が遅れると、保険料（税）が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまいます。

**国民健康保険税第5期の納期限は  
11月30日(月)です**

～かならず納期限内に納めましょう～

## ◆納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。  
口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

## 口座振替申込

### 申込先

金融機関もしくは団市民窓口グループ

### 持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

## 問合せ先

団市民窓口グループ

☎52-1111 (内線261・262)

あります。  
＊＊＊  
・家族の勤める会社の健康保険の被扶養者から外れたとき  
・高浜市に転入したとき（※）  
・子どもが生まれたとき（※）  
・生活保護を受けなくなつたとき  
（※）職場の健康保険に加入している方や、その被扶養者の方は除く。  
・含む。）  
・扶養者から外れたとき  
・高浜市に転入したとき（※）  
・子どもが生まれたとき（※）  
・生活保護を受けなくなつたとき  
（※）職場の健康保険に加入している方や、その被扶養者の方は除く。  
・含む。）  
※印鑑と本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）はすべての届出に必要です。  
※そのほか、届出に必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。  
※保険証をなくしたり、破損したときは、再発行の手続きをお願いします。  
※印鑑と本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）はすべての届出に必要です。  
※そのほか、届出に必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。  
※保険証をなくしたり、破損したときは、再発行の手続きをお願いします。

**11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!**

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも皆さんの年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンの試算をすることができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認、またはねんきんネット専用ダイヤルに問い合わせてください。

## 問合せ先

日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555

※050から始まる電話の場合は☎03-6700-1144